

## 医療用補正具購入費用助成に関するQ&A

### 対象者について

年齢や性別に制限はありますか。	ありません。
未成年でも申請はできますか。	助成対象者が未成年（18歳未満）の場合は、保護者等が申請してください。
三条市民ではありませんが、がん治療のために三条市内の病院に入院しています。助成の対象となりますか。	申請時点で三条市に住民登録がない方は、助成対象外ですが、お住まいの市町村で助成制度がある可能性がございますので、お問い合わせください。
転入前の市町村で、同内容の助成を受けましたが、三条市でも申請は可能でしょうか。	令和6年4月1日以降に購入された補正具であれば、申請可能です。 ただし、他自治体ですでに費用の助成を受けた用具を二重で三条市に申請することはできません。

### 助成内容・補正具について

ウィッグ以外の用具も助成の対象となりますか。	助成の対象となるのは、ウィッグ本体、装着用ネット、毛付き帽子などです。 なお、補正具のメンテナンス用品の購入費や補正具の修理費、購入のために要する交通費・送料等は助成の対象外です。
乳がんの治療で、補正下着を購入しました。助成の対象となりますか。	補正下着及び下着とともに使用するパッドも助成の対象となります。 なお、補正具のメンテナンス用品の購入費や補正具の修理費、購入のために要する交通費・送料等は助成の対象外です。
人口乳頭や人口乳房は助成の対象となりますか。	乳房再建手術等によって体内に埋め込まれたものを除き、助成の対象となります。 なお、補正具のメンテナンス用品の購入費や補正具の修理費、購入のために要する交通費・送料等は助成の対象外です。
補正具をレンタルやリースした場合、その費用は助成対象となりますか。	助成の対象外です。 購入した補正具のみ、助成の対象となります。
以前、医療用ウィッグを購入し三条市の助成を受けました。前回の申請では上限額に達していないのですが、追加で医療用ウィッグを購入した場合、2回目の申請はできますか。	申請は補正具ごとに1回のため、助成額が上限に達していなかったとしても、2回目の申請はできません。

## 医療用補正具購入費用助成に関するQ&A

<p>補正下着を2つ購入しました。2つとも対象となりますか。</p>	<p>2つとも助成の対象となるため、まとめて申請してください。ただし助成の額には上限がありますのでご了承ください。</p>
<p>数年前にがんの手術をし、現在も補正具を使用しているのですが対象になりますか。</p>	<p>過去に治療を受け、治療に伴う外見の変化があり、補正具を令和6年3月31日以前に購入したものは助成対象外となります。</p>

### 申請について

<p>領収書の様式は決まっていますか。</p>	<p>様式は決まっていますが、以下の項目が記載されている領収書でなければ申請できません。  「申請者氏名(宛名)」「購入日」「購入金額」「補正具の名称」「領収書発行者の名称及び住所」  領収書に必要事項の記載がない場合は、納品書や明細書など、内容が分かる書類の写しと一緒にご提出ください。</p>
<p>クレジットカード決済のため領収書が発行されませんでした。それでも申請は可能ですか。</p>	<p>「申請者氏名(宛名)」「購入日」「購入金額」「補正具の名称」「領収書発行者の名称及び住所」が分かる書類を別途ご提出ください。</p>
<p>がんの治療をしたことや補正具が必要であることを証明する書類とは、どのようなものを提出すれば良いのでしょうか。</p>	<p>どのような治療を行ったのかが分かる書類の写しをご提出ください。  (例)治療計画書、化学療法の説明・同意書、領収書、処方箋など</p>
<p>どのような申請方法がありますか。</p>	<p><b>【窓口で申請する場合】</b>  必要書類を持って三条市役所健康づくり課の窓口にお越しください。</p> <p><b>【郵送で申請する場合】</b>  次の住所に必要な書類を送付してください。  〒955-8686 三条市旭町二丁目3番1号  三条市役所健康づくり課健診係 宛</p>
<p>家族(成人)が代理で申請することはできますか。</p>	<p>助成対象者が未成年の場合など、本人が申請できない場合、代理で申請が可能です。</p>